

## － 審査事務規程の第51次改正 －

横向き座席の備え付け禁止、座席ベルトの装着対象車両の追加、走行用前照灯の最高光度の引き上げなどに関する規定の追加

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、横向き座席の備え付け禁止に関する規定を追加することなどについて、審査事務規程の一部改正を行い、平成21年12月4日から施行します。

本改正は、平成21年7月22日及び10月24日に施行された「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正」を実施するために所要の改正を行うものです。

主な改正の概要は、次のとおりです。

### 1. 座席及び座席ベルトの関係

#### (1) 横向き座席の備え付け禁止に関する規定を追加

24年7月22日以降製作された専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上、緊急自動車、患者輸送車及びキャンピング車を除く。）に備える座席について、走行時の安全性を向上させるため横向き座席の備え付けを禁止します。（4-34-1-1(1)、5-34-1(1)）

#### (2) 貨物車の折りたたみ座席の強度及び座席ベルト装着に関する規定を追加

28年7月22日以降製作された貨物の運送の用に供する自動車の荷台などに備える折りたたみ座席について、座席及び当該座席の取付装置が衝突等による衝撃を受けた場合の耐久要件や座席ベルトの備え付け要件を新たに追加し、走行時の安全性を強化します。（4-34-1-2、4-36-1(1)、5-34-1(5)、5-36-1(1)）

### 2. 走行用前照灯の最高光度の規定を改正

走行時の安全性を向上させるため、走行用前照灯の最高光度を225,000cdから300,000cdに引き上げます。（4-57-2-1、5-57-2-1）

### 3. 車幅灯及び前部方向指示器の視認角度要件の規定を追加

乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車及び車両総重量3.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える地上750mm未満の高さに取り付けられた車幅灯又は前部方向指示器について、ランプ中心を通る水平面より下の部分の車両内側方向の最小視認角度要件を45°から20°へと見直しを行います。（4-63-3(1)⑫、4-79-3(3)⑮、5-63-3(1)⑫、5-79-3(2)⑮）

#### 4. 前照灯に国連協定規則の技術要件の規定を適用

平成 26 年 10 月 1 日以降製作された型式指定自動車等に備える前照灯について、国際基準への調和を図るため前照灯の技術基準を廃止し、国連協定規則(第 98 号及び第 112 号)の技術要件を適用します。これにより、相互承認の対象となります。(4-106⑪)

#### 5. その他

車輪を 3 個以上有する自動車であっても車輪及び車体を傾斜して旋回する構造などの要件を満たすものは、二輪自動車の基準を適用することができることとし、新技術への対応を図ります。(1-3 の 2)

審査事務規程の全文は当法人ホームページ (<http://www.navi.go.jp/>)  
「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 8-2 住友生命四谷ビル

自動車検査法人本部 業務部業務課

電話 03-5363-3441 (代表)

FAX 03-5363-3347

E-mail [gyoumuka@navi.go.jp](mailto:gyoumuka@navi.go.jp)

新	旧												
<p><b>1-3の2 二輪車の基準を適用する自動車</b> 次に掲げるすべての要件を満たすものは、二輪自動車の基準を適用するものとする。</p> <p>① 三個以上<sup>の</sup>車輪を備えるもの ② 車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されているもの ③ 同一線上の車軸における最外側の車輪の接地部中心点を通る直線の距離が460mm未満であるもの ④ 車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有するもの</p> <p><b>2-1 自動車検査場における掲示等</b> (1)～(3) (略) (4) 受検者の禁止事項には、「自動車検査における不当要求防止対策について」(平成14年8月5日付け自企調第1号)別紙3中「受検者の禁止事項」に規定されている事項が含まれていなければならない。  (5) (略)</p> <p><b>3-3-12 燃料の種類欄</b> 検査票2の燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン/LPG」、「ガソリン/灯油」、「メタノール」、「CNG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記載するものとする。</p> <p><b>3-3-15 備考欄</b> (1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">記載を要する自動車</th> <th style="width: 33%;">記載事項</th> <th style="width: 33%;">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～31. (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	記載を要する自動車	記載事項	記載例	1. ～31. (略)	(略)	(略)	<p><b>1-3の2 二輪車の基準を適用する自動車</b> 次に掲げるすべての要件を満たすものは、二輪自動車の基準を適用するものとする。</p> <p>① 三個の車輪を備えるもの ② 車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されているもの ③ 同一線上の車軸における車輪の接地部中心点を通る直線の距離が460mm未満であるもの ④ 車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有するもの</p> <p><b>2-1 自動車検査場における掲示等</b> (1)～(3) (略) (4) 受検者の禁止事項には、「自動車検査における業務の厳正な執行と警察との連携強化について(第2次不当要求防止対策)」(平成14年8月5日付け自企調第1号)別紙3中「受検者の禁止事項」に規定されている事項が含まれていなければならない。  (5) (略)</p> <p><b>3-3-12 燃料の種類欄</b> 検査票2の燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン/LPG」、「ガソリン/灯油」、「メタノール」、「CNG」、「圧縮水素」又は「その他」のいずれかを記載するものとする。</p> <p><b>3-3-15 備考欄</b> (1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">記載を要する自動車</th> <th style="width: 33%;">記載事項</th> <th style="width: 33%;">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～31. (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	記載を要する自動車	記載事項	記載例	1. ～31. (略)	(略)	(略)
記載を要する自動車	記載事項	記載例											
1. ～31. (略)	(略)	(略)											
記載を要する自動車	記載事項	記載例											
1. ～31. (略)	(略)	(略)											

<p>32. 「<u>特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領</u>」(平成21年国土交通省告示第933号)第7条の規定により有効な算定燃費値取得済証(以下「算定済証」という。)の交付を受けて、<u>類型を特定した特定改造自動車</u></p>	<p><u>燃費値の算定を受けた特定改造自動車である旨及び算定済証記載の改造車等燃費算定番号・区分番号</u></p>	<p><u>90001・0001(算定燃費値取得済特定改造自動車)</u></p>	
<p>33. <u>排出ガス値及び燃費値に影響を与える原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置又は燃料の種類に変更が行われたことを、新規検査若しくは予備検査又は構造等変更検査時に公的試験機関の試験結果又は現車により確認した型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車〔自動車排出ガス規制の識別記号が3桁以上の自動車(大型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)に限る。〕</u></p>	<p><u>排ガス燃費影響装置等に変更がある旨</u></p>	<p><u>排ガス燃費影響装置等変更</u></p>	
<p>(2)～(5) (略)</p> <p><b>4-16 乗用車の制動装置</b>  <b>4-16-1～3 (略)</b>  <b>4-16-4 適用関係の整理</b>  (1)～(5) (略)  (6) <u>平成25年10月31日以前に製作された自動車〔平成23年11月1日以降に型式の指定を受けた自動車(平成23年10月31日以前に型式の指定を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。)を除く。〕</u>については、<u>4-16-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第15項関係)</u></p>			<p>(2)～(5) (略)</p> <p><b>4-16 乗用車の制動装置</b>  <b>4-16-1～3 (略)</b>  <b>4-16-4 適用関係の整理</b>  (1)～(5) (略)</p>

4-16-5 (略)

**4-16-6 従前規定の適用②**

(略)

4-16-6-1 (略)

4-16-6-2 (略)

**4-16-6-2-2 視認等による審査**

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

**4-16-6-2-3 書面等による審査**

(1) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～④ (略)

⑤ 制動力を制御する電気装置を備えた主制動装置は、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

(2)～(3) (略)

4-16-7～9 (略)

**4-16-10 従前規定の適用⑥**

平成25年10月31日以前に製作された自動車〔平成23年11月1日以降に型式の指定を受けた自動車(平成23年10月31日以前に型式の指定を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。〕を除外。〕については、4-16-2-3(2)の規定中、「細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」の規定にかかわらず、「細目告示の改正告示(平成21年国土交通省告示第771号)による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第15項関係)

**4-25 電気装置**

**4-25-1 性能要件**

**4-25-1-1 視認等による審査**

(1) (略)

(2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動

4-16-5 (略)

**4-16-6 従前規定の適用②**

(略)

4-16-6-1 (略)

4-16-6-2 (略)

**4-16-6-2-2 視認等による審査**

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

③ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる制動装置は、その機能を作動不能とするための手動装置を備えないものであること。この場合において、その機能を作動不能とするための手動装置を備えていることが明らかな自動車にあっては、この基準に適合しないものとする。

**4-16-6-2-3 書面等による審査**

(1) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～④ (略)

⑤ 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる制動装置は、その機能を作動不能とするための手動装置を備えないものであること。

(2)～(3) (略)

4-16-7～9 (略)

**4-25 電気装置**

**4-25-1 性能要件**

**4-25-1-1 視認等による審査**

(1) (略)

(2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動

車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。以下、「電気自動車等」という。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

この場合において、指定自動車等に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないもの及び活電部（通常の使用時に通電することを目的とした導電性の部分をいう。以下同じ。）が視認等により確認できる範囲にないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第17条の2第2項関係、細目告示第21条第2項関係、細目告示第99条第2項関係）

①～⑥（略）

⑦ 充電系連結システム（外部電源に接続して駆動用蓄電池を充電するために主として使用され、かつ、電気回路を開閉する接触器、絶縁トランス等により外部電源に接続している時以外には動力系から直流電氣的に絶縁される電気回路であり、細目告示別添110の2.4.1.から2.4.3.に掲げるものを含むものをいう。以下同じ。）は、作動電圧が直流60V未満又は交流25V未満（実効値とする。）の部分を除き、固体の絶縁体、バリヤ等によりア及びイの要件を満たすよう保護されていなければならない。

この場合において、これらの保護は、確実に取り付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。ただし、容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであって、自動車（車両総重量5tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及びこれに類する形状の自動車に限る。）の上面及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの及び充電系連結システムの電気回路のコネクタは、この限りでない。

また、外部電源との接続を外した直後に、車両側の接続部において、充電系連結システムの活電部の電圧が1秒以内に直流60V未満又は交流25V（実効値）未満となるコネクタについては、イの要件を適用しない。（細目告示第99条第2項第6号）

ア 充電系連結システムの客室内及び荷室内からの保護は、外部電源と接続していない状態において、保護等級IPXXDを満たすものであること。

イ 充電系連結システムの客室内及び荷室内以外からの保護は、外部電源と接続していない状態において、保護等級IPXXBを満たすものであること。

⑧～⑩（略）

4-25-1-2（略）

4-25-2～7（略）

#### 4-26 車枠及び車体

##### 4-26-1 性能要件（視認等による審査）

(1)～(3)（略）

(4) 次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3)③の基準に適合する

車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。以下、「電気自動車等」という。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

この場合において、指定自動車等に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないもの及び活電部（通常の使用時に通電することを目的とした導電性の部分をいう。以下同じ。）が視認等により確認できる範囲にないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第17条の2第2項関係、細目告示第21条第2項関係、細目告示第99条第2項関係）

①～⑥（略）

⑦ 充電系連結システム（外部電源により駆動用蓄電池を充電するために使用され、かつ、電気回路を開閉する接触器、絶縁トランス等により充電時以外には動力系から直流電氣的に絶縁される電気回路をいう。以下同じ。）は、作動電圧が直流60V未満又は交流25V未満（実効値とする。）の部分を除き、固体の絶縁体、バリヤ等によりア及びイの要件を満たすよう保護されていなければならない。

この場合において、これらの保護は、確実に取り付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。ただし、容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであって、自動車（車両総重量5tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及びこれに類する形状の自動車に限る。）の上面及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの及び充電系連結システムの電気回路のコネクタは、この限りでない。

また、外部電源との接続を外した直後に、車両側の接続部において、充電系連結システムの活電部の電圧が1秒以内に直流60V未満又は交流25V（実効値）未満となるコネクタについては、イの要件を適用しない。（細目告示第99条第2項第6号）

ア 充電系連結システムの客室内及び荷室内からの保護は、外部電源と接続していない状態において、保護等級IPXXDを満たすものであること。

イ 充電系連結システムの客室内及び荷室内以外からの保護は、外部電源と接続していない状態において、保護等級IPXXBを満たすものであること。

⑧～⑩（略）

4-25-1-2（略）

4-25-2～7（略）

#### 4-26 車枠及び車体

##### 4-26-1 性能要件（視認等による審査）

(1)～(3)（略）

(4) 次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3)③の規定にかかわら

ものとする。(細目告示第100条第3項関係)

①～② (略)

(5)～(9) (略)

**4-26-2～6 (略)**

**4-26-7 (略)**

**4-26-7-1 性能要件**

(1)～(2) (略)

(3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。

①～③ (略)

④ 次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3)③の基準に適合するものとする。

ア～イ (略)

⑤～⑥ (略)

(4)～(7) (略)

**4-32 乗車装置**

**4-32-1 性能要件**

**4-32-1-1 (略)**

**4-32-1-2 書面等による審査**

(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、4-38に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装には、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料を使用しなければならない。ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、協定規則第44号第4改訂版補足第4改訂版の規則6. 1. 6. に定める基準に適合するものであればよい。（保安基準第20条第4項関係、細目告示第26条第2項関係、細目告示第104条第2項関係）

(2)～(5) (略)

**4-32-2～6 (略)**

**4-34 座席**

**4-34-1 性能要件**

**4-34-1-1 視認等による審査**

(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。（保安基準第22条第1項関係、細目告示第28条第1項関係、細目告示第106条第1項関係）

ア 前向きに備える座席とは、車両中心線に平行な鉛直面と座席中心線との角

ず、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第3項関係)

①～② (略)

(5)～(9) (略)

**4-26-2～6 (略)**

**4-26-7 (略)**

**4-26-7-1 性能要件**

(1)～(2) (略)

(3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。

①～③ (略)

④ 次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3)③の規定にかかわらず、(3)の基準に適合するものとする。

ア～イ (略)

⑤～⑥ (略)

(4)～(7) (略)

**4-32 乗車装置**

**4-32-1 性能要件**

**4-32-1-1 (略)**

**4-32-1-2 書面等による審査**

(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、4-38に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装には、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料を使用しなければならない。ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、協定規則第44号第4改訂版の規則6. 1. 6. に定める基準に適合するものであればよい。（保安基準第20条第4項関係、細目告示第26条第2項関係、細目告示第104条第2項関係）

(2)～(5) (略)

**4-32-2～6 (略)**

**4-34 座席**

**4-34-1 性能要件**

**4-34-1-1 視認等による審査**

(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。（保安基準第22条第1項関係、細目告示第28条第1項関係、細目告示第106条第1項関係）

度が左右10度以内となるよう車両の前方に向いているもの。  
イ 後向きに備える座席とは、車両中心線に平行な鉛直面と座席中心線との角度が左右10度以内となるよう車両の後方に向いているもの。  
ウ 横向きに備える座席とは、上記ア及びイ以外のもの。

①～② (略)

③ 自動車に備える座席は、前向き又は後向きに設けられたものであること。ただし、次に掲げる自動車に備える座席は除く。

ア 乗車定員10人以上の自動車

イ 車両総重量3.5 t を超える貨物の運送の用に供する自動車

ウ 緊急自動車

エ 車体の形状が患者輸送車及びキャンピング車である自動車

④ (略)

⑤ (略)

(2)～(7) (略)

#### 4-34-1-2 書面等による審査

(1) ①及び②に規定する自動車の座席(座席取付装置を含む。)は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。この場合において、協定規則第17号第8改訂版の技術的な要件の規定については、当分の間、細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。

ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。(保安基準第22条第3項関係、細目告示第28条第6項関係、細目告示第106条第7項関係)

ア またがり式の座席

イ 容易に折り畳むことができる座席であって、次に掲げるもの

(ア) 通路に設けられるもの

(イ) 専ら座席の用に供する床面以外の床面(荷台を除く。)に設けられるもの

ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席

エ 横向きに備えられた座席

オ 後向きに備えられた座席

カ 非常口付近に備えられた座席

キ 法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席

① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び②の自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置にあっては、協定規則第17号第8改訂版の技術的な要件〔規則5.及び6.(5.4.から5.8.まで、5.11.から5.14.まで、6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除き、かつ、貨物の運送の用に供する自動車にあっては、5.16.の規定を除く。)に限る。〕に定める基準に適合するものであること。

①～② (略)

③ (略)

④ (略)

(2)～(7) (略)

#### 4-34-1-2 書面等による審査

(1) ①及び②に規定する座席は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。この場合において、協定規則第17号第7改訂版補足第3改訂版の技術的な要件の規定については、当分の間、細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。

ただし、③に掲げる座席にあっては、この限りでない。(保安基準第22条第3項関係、細目告示第28条第6項関係、細目告示第106条第7項関係)

① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び②の自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置にあっては、協定規則第17号第7改訂版補足第3改訂版の技術的な要件〔規則5.及び6.(5.3.から5.7.まで、5.10.から5.13.まで、6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。)に限る。〕に定める基準に適合するものであること。



② 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車の座席（運転者席を除く）及び当該座席の取付装置にあつては、協定規則第80号改訂補足第1改訂補足第3改訂版の技術的な要件（規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、車両総重量5t以下の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあつては、協定規則第17号第8改訂版の技術的な要件（規則5.2.及び6.の規定に限る。）に定める基準に適合するものであればよい。

ア 乗車定員11人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）

イ 乗車定員10人の自動車

(2) ①及び②に規定する自動車の座席の後面部分は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。この場合において、協定規則第17号第8改訂版の技術的な要件の規定については、当分の間、細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。

ただし、(1)の各号に掲げる座席にあつては、この限りでない。（保安基準第22条第4項関係、細目告示第28条第6項関係、細目告示第106条第7項関係）

① 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員が10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置にあつては、協定規則第17号第8改訂版の技術的な要件〔規則5.及び6.

（5.4.から5.8.まで、5.11.から5.14.まで、6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に限る。〕に定める基準に適合するものであること。

② 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車の座席（運転者席を除く。）及び当該座席の取付装置にあつては、協定規則第80号改訂補足第1改訂補足第3改訂版の技術的な要件（規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、車両総重量5t以下の自動車の座席にあつては、協定規則第17号第8改訂版の技術的な要件（規則5.2.及び6.に限る。）に定める基準に適合するものであればよい。

ア 乗車定員が11人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）

イ 乗車定員10人の自動車

(3) (略)

② 専ら乗用の用に供する乗車定員が11人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあつては、協定規則第80号改訂補足第1改訂補足第3改訂版の技術的な要件（規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、車両総重量5t以下の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあつては、協定規則第17号第7改訂版補足第3改訂版の技術的な要件（規則5.1.及び6.の規定に限る。）に定める基準に適合するものであればよい。

③ 適用を除外する座席

ア またがり式の座席

イ 容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられるもの

ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席

エ 横向きに備えられた座席

オ 後向きに備えられた座席

カ 非常口付近に備えられた座席

キ 法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席

(2) ①及び②に規定する座席の後面部分は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。この場合において、協定規則第17号第7改訂版補足第3改訂版の技術的な要件の規定については、当分の間、細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。

ただし、(1)③に掲げる座席にあつては、この限りでない。（保安基準第22条第4項関係、細目告示第28条第6項関係、細目告示第106条第7項関係）

① 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員が10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置にあつては、協定規則第17号第7改訂版補足第3改訂版の技術的な要件〔規則5.及び6.（5.3.から5.7.まで、5.10.から5.13.まで、6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に限る。〕に定める基準に適合するものであること。

② 専ら乗用の用に供する乗車定員が11人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあつては、協定規則第80号改訂補足第1改訂補足第3改訂版の技術的な要件（規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、車両総重量5t以下の自動車の座席にあつては、協定規則第17号第7改訂版補足第3改訂版の技術的な要件（規則5.1.及び6.に限る。）に定める基準に適合するものであればよい。

(3) (略)

4-34-2~3 (略)

**4-34-4 適用関係の整理**

(1)~(6) (略)

(7) 平成24年7月21日〔貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成28年7月21日(平成26年7月22日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)] 以前に製作された自動車については、4-34-11(従前規定の適用⑦)の規定を適用する。(適用関係告示第19条第5項及び第6項関係)

4-34-5~10 (略)

**4-34-11 従前規定の適用⑦**

平成24年7月21日〔貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成28年7月21日(平成26年7月22日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)] 以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第19条第5項及び第6項関係)

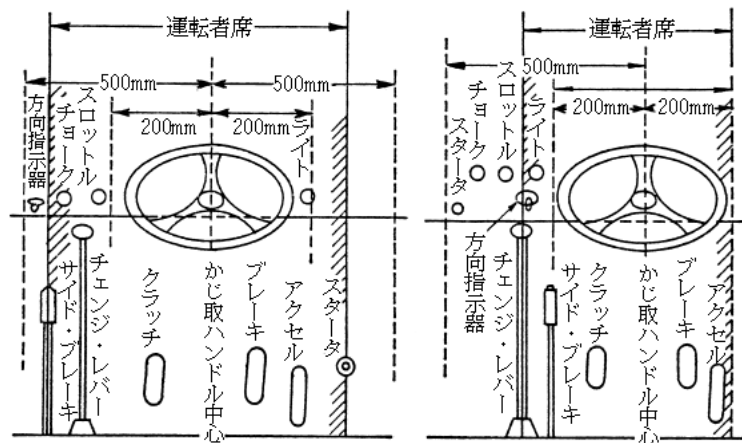
**4-34-11-1 性能要件**

**4-34-11-1-1 視認等による審査**

(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。(保安基準第22条第1項関係、細目告示第28条第1項関係、細目告示第106条第1項関係)

① 自動車の運転者席の幅は、4-12-1(1)に掲げる装置(乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。)のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ200mmまでとする。

(図)



4-34-2~3 (略)

**4-34-4 適用関係の整理**

(1)~(6) (略)

4-34-5~10 (略)

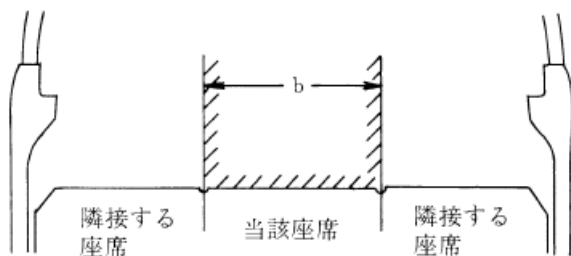
② 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、幅400mm以上の着席するために必要な空間を有すること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

ア 3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であってその幅が400mm未満のもの

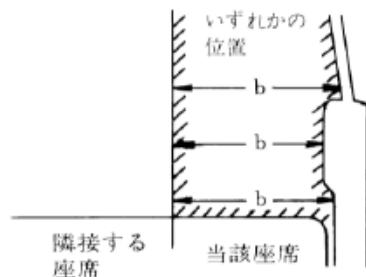
イ 3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅が400mm以上となる空間を車室内に有しないもの

ウ 3席以上連続した座席のうち両端の座席であって当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち当該座席面の上方のいずれの位置においても車室内に幅400mm以上となる空間を有しないもの

(例) (1) 3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であってその幅が400mm未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間の幅



(2) 3席以上連続した座席のうち両端の座席であって当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間の幅



③ 幼児専用車の幼児用座席は、前向きに設けられたものであること。

④ 座席には、その前方の座席、隔壁等と次に掲げる長さ（前方の座席が当該座席と向かい合っているものにあつては、その2倍の長さとする。）以上の間げきを有すること。

ア 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）の座席（幼児専用車の幼児用座席を除く。） 200mm

イ 幼児専用車の幼児用座席 150mm

(2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の幼児用座席以外の座席であつて 4-36-10-1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 2 項関係、細目告示第 28 条第 2 項関係、細目告示第 106 条第 2 項関係）

① 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上（非常口付近に設けられる座席にあつては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあつては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上）であること。

ア 補助座席（容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられる 1 人用のものをいう。以下同じ。）

イ 乗車定員 11 人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1 人用のもの

ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席

② 幼児専用車の幼児用座席は、1 人につき大きさが幅 270mm 以上、奥行 230mm 以上 270mm 以下であり、床面からの高さが 250mm 以下でなければならない。ただし、自動車の床面に備えることができる年少者用補助乗車装置を幼児専用車の専ら座席の用に供する床面に幼児用座席として備える場合にあつては、この限りでない。

(3) (1)④に掲げる間げき並びに(2)に掲げる座席の幅及び奥行は、次に定めるものとする。（細目告示第 28 条第 3 項関係、細目告示第 106 条第 3 項関係）

① 間げきは、座席の中央部から左右 190 mm の間（補助座席にあつては左右 150 mm の間とし、幼児用座席にあつては左右 135 mm の間とする。）における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。）までの最短水平距離とする。この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とするものとする。

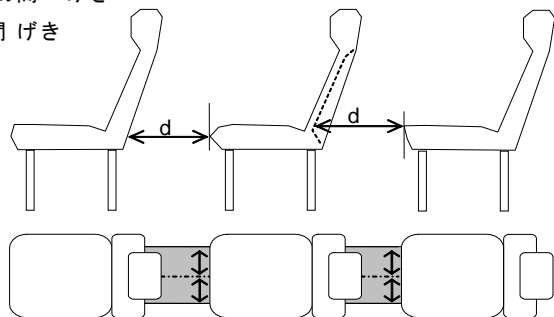
ア リクライニング機構を有する運転者席等（運転者席と一体となって作動する座席及び運転者席と並列な座席を含む。以下 4-34-11-1-1 (3)において同じ。）にあつては、背もたれを当該運転者席等の鉛直面から後方に 30°（30°の位置に保持できない場合は、30°に最も近い角度。以下 4-34-11-1-1 (3)において同じ。）まで倒した状態

イ スライド機構を有する運転者席等にあつては、間げきが最小となるように調整した状態。ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきについては、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態とすることができる。

ウ 運転者席等以外の座席であつてリクライニング機構、スライド機構等の調整機構を有するものにあつては、間げきが最小となるように調整した状態

(例)座席の間 げき

d:間 げき



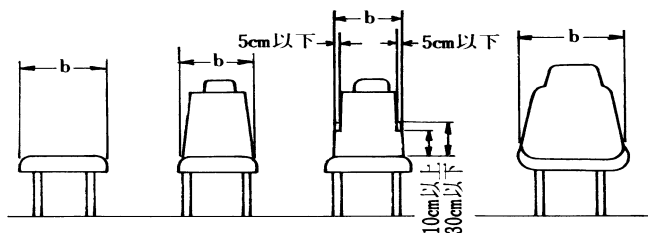
② 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 200mm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であつて一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から 100mm 以上 300mm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張り出しは 1 個の肘かけにつき 50mm までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。

③ 奥行は、座席の中央部の前縁から後縁（背あてがあるときは背あての前縁）までの最短水平距離とする。

(例)

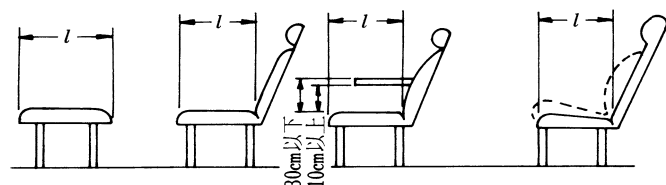
(イ) 座席の幅

b：座席の幅



(ロ) 座席の奥行

l：座席の奥行



(4) (2)の規定は、(2)本文ただし書の規定により、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって、次に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものには、適用しない。(細目告示第106条第4項関係)

① 指定自動車等に備えられている座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置

② 座席ベルトの腰用帯部の取付装置の取付間隔が車両中心面に平行な平面の距離で330mm以上であり、かつ、当該座席ベルトが正常に機能する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置

(5) 乗車定員11人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅500mm以上、有効高さ300mm以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。(保安基準第22条第5項、細目告示第106条第5項)

(6) (5)の「大部分の窓」は、側窓総数の2/3程度以上のものとし、「有効幅」は水平に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする(以下本章において同じ。)

(7) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。(保安基準第22条第6項、細目告示第106条第6項)

#### 4-34-11-1-2 書面等による審査

(1) ①及び②に規定する座席は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。この場合において、協定規則第17号第7改訂版補足第3改訂版の技術的な要件の規定については、当分の間、細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。

ただし、③に掲げる座席にあつては、この限りでない。(保安基準第22条第3項関係、細目告示第28条第6項関係、細目告示第106条第7項関係)

① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び②の自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置にあつては、協定規則第17号第7改訂版補足第3改訂版の技術的な要件〔規則5.及び6.(5.3.から5.7.まで、5.10.から5.13.まで、6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。)に限る。〕に定める基準に適合するものであること。

② 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあつては、協定規則第80号改訂補足第1改定補足第3改訂版の技術的な要件(規則5.、6.及び7.に限る。)に定める基準に適合するものであること。ただし、車両総重量5t以下の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあつては、協定規則第17号第7改訂版補足第3改訂版の技術的な要件(規則5.1.及び6.の規定に限る。)に定める基準に適合するものであればよい。

③ 適用を除外する座席

ア またがり式の座席

イ 容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられるもの

ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席

エ 横向きに備えられた座席

オ 後向きに備えられた座席

カ 非常口付近に備えられた座席

キ 法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席

(2) ①及び②に規定する座席の後面部分は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。この場合において、協定規則第17号第7改訂版補足第3改訂版の技術的な要件の規定については、当分の間、細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。

ただし、(1)③に掲げる座席にあつては、この限りでない。(保安基準第22条第

4項関係、細目告示第28条第6項関係、細目告示第106条第7項関係)

① 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員が10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置にあっては、協定規則第17号第7改訂版補足第3改訂版の技術的な要件（規則5.及び6.（5.3.から5.7.まで、5.10.から5.13.まで、6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。

② 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあっては、協定規則第80号改訂補足第1改訂補足第3改訂版の技術的な要件（規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、車両総重量5t以下の自動車の座席にあっては、協定規則第17号第7改訂版補足第3改訂版の技術的な要件（規則5.1.及び6.に限る。）に定める基準に適合するものであればよい。

(3) 次に掲げる座席及び座席取付装置であつて、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第106条第7項関係）

① 指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置

② 法第75条の2第1項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置

4-36 座席ベルト等

4-36-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔4-34-1-2(1)の<sup>ア</sup>から<sup>ウ</sup>まで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第1項関係）

表（略）

(2)～(5)（略）

4-36-2 性能要件（書面等による審査）

(1) 4-36-1に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、協定規則第14号第7改訂版の技術的な要件（規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であつて損傷のないもの

4-36 座席ベルト等

4-36-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔4-34-1-2(1)③<sup>ア</sup>から<sup>エ</sup>まで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第1項関係）

表（略）

(2)～(5)（略）

4-36-2 性能要件（書面等による審査）

(1) 4-36-1に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、協定規則第14号第6改訂補足第4改訂版の技術的な要件（規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であつて損傷のないもの



は、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第2項関係、細目告示第108条第4項関係)

①～② (略)

(2) 4-36-1に規定する座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、協定規則第16号第6改訂版の技術的な要件(規則6.、7.及び8.1.から8.3.5.までに限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第30条第3項関係、細目告示第108条第5項関係)

①～② (略)

4-36-3 (略)

#### 4-36-4 適用関係の整理

(1)～(5) (略)

(6) 平成24年7月21日〔貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成28年7月21日(平成26年7月22日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)]以前に製作された自動車については、4-36-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第20条第11項及び第12項関係)

4-36-5 (略)

4-36-6 (略)

#### 4-36-6-1 装備要件

(1) 当該自動車の座席(4-34-11-1-2(1)③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)には、第一種座席ベルトの取付装置を備えなければならない。ただし、普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車にあつては、この限りでない。

(2)～(4) (略)

4-36-6-2 (略)

4-36-7 (略)

#### 4-36-7-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席(4-34-11-1-2(1)③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

(2)～(4) (略)

は、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第2項関係、細目告示第108条第4項関係)

①～② (略)

(2) 4-36-1に規定する座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、協定規則第16号第5改訂版補足改訂版の技術的な要件(規則6.、7.及び8.1.から8.3.5.までに限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第30条第3項関係、細目告示第108条第5項関係)

①～② (略)

4-36-3 (略)

#### 4-36-4 適用関係の整理

(1)～(5) (略)

4-36-5 (略)

4-36-6 (略)

#### 4-36-6-1 装備要件

(1) 当該自動車の座席(4-34-1-2(1)③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)には、第一種座席ベルトの取付装置を備えなければならない。ただし、普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車にあつては、この限りでない。

(2)～(4) (略)

4-36-6-2 (略)

4-36-7 (略)

#### 4-36-7-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席(4-34-1-2(1)③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

(2)～(4) (略)

4-36-7-2 (略)

4-36-8 (略)

4-36-8-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席〔4-34-11-1-2(1)③アからエまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

(2)～(5) (略)

4-36-8-2 (略)

4-36-9 (略)

4-36-9-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席(4-34-11-1-2(1)③アからエまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

(2)～(5) (略)

4-36-9-2 (略)

4-36-10 従前規定の適用⑥

平成24年7月21日〔貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成28年7月21日(平成26年7月22日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)]以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第11項及び第12項関係)

4-36-10-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔4-34-11-1-2(1)③アからエまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)]及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第1項関係)

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
--------	-------	----------

4-36-7-2 (略)

4-36-8 (略)

4-36-8-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席〔4-34-1-2(1)③アからエまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

(2)～(5) (略)

4-36-8-2 (略)

4-36-9 (略)

4-36-9-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席(4-34-1-2(1)③アからエまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

(2)～(5) (略)

4-36-9-2 (略)

① 専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるもの ア 乗車定員 10 人未満の自動車 イ 乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 3.5 t 以下のもの (③に掲げるものを除く。)	運転者席その他の座席であって、前向きのもの (この表において「前向き座席」という。)	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト (この表において「第二種座席ベルト」という。)
	上欄に掲げる座席以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト (第二種座席ベルトを除く。この表において「第一種座席ベルト」という。) 又は第二種座席ベルト
② 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの (①イ及び③に掲げるものを除く。)	前向き座席 (4-36-10-1(2)アの基準に適合するものを除く。)	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
③ 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの (高速道路等において運行しないものに限る。)	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5 t 以下のもの	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席 (4-36-10-1(2)イの基準に適合するものを除く。)	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5 t を超えるもの	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席 (4-36-10-1(2)イの基準に適合するものを除く。)	第二種座席ベルト

	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
<p>(2) (1)の表中の座席の種別欄の基準は、次に掲げる基準とする。(細目告示第 108 条第 1 項関係)</p> <p>ア 当該座席について、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が協定規則第 80 号改訂補足第 1 改訂版の技術的な要件(規則 5.、6. 及び 7. に限る。)に定める基準に適合するものであること。</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席と並列の座席であって、車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有しているものであること。</p> <p>(3) (1)の表中の「第二種座席ベルト」とは、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。(細目告示第 108 条第 2 項関係)</p> <p>(4) (1)の表中の「第一種座席ベルト」とは、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。(細目告示第 108 条第 3 項関係)</p> <p>(5) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。)であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。</p>		
<p><b>4-36-10-2 性能要件(書面等による審査)</b></p>		
<p>(1) 4-36-10-1 に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、協定規則第 14 号第 6 改訂補足第 4 改訂版の技術的な要件(規則 5.、6. 及び 7. に限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</p> <p>(2) 4-36-10-1 に規定する座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、協定規則第 16 号第 5 改訂版補足改訂版の技術的な要件(規則 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.5. までに限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。</p>		

この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 3 項関係、細目告示第 108 条第 5 項関係)

① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト

② 協定規則第 16 号第 4 改訂補足第 16 改訂版の技術的な要件(規則 6.、7. 及び 8. に限る。)に定める基準に適合する座席ベルトに準ずる性能を有する座席ベルト

#### 4-38 頭部後傾抑止装置等

##### 4-38-1 装備要件

自動車(車両総重量が 3.5 t を超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以下のものを除く。)、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の座席(4-34-11-1-2(1)③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、4-38-2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。(保安基準第 22 条の 4 関係)

4-38-2~6 (略)

4-38-7 (略)

##### 4-38-7-1 装備要件

自動車(普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の座席(4-34-11-1-2(1)③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)のうち運転者席(一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては、運転者席及び旅客 3 人の用に供する座席)には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。ただし、当該座席が 4-38-8-2(1)①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。

4-38-7-2 (略)

4-38-8 (略)

##### 4-38-8-1 装備要件

自動車(普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の座席(4-34-11-1-2(1)③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)のうち運転者席及びこれと並列の座席(一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては、運転者席及び旅客 3 人の用に供する座席)には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。ただし、当該座席が 4-38-8-2(1)①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。

4-38-8-2 (略)

#### 4-38 頭部後傾抑止装置等

##### 4-38-1 装備要件

自動車(車両総重量が 3.5 t を超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以下のものを除く。)、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の座席(4-34-1-2(1)③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、4-38-2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。(保安基準第 22 条の 4 関係)

4-38-2~6 (略)

4-38-7 (略)

##### 4-38-7-1 装備要件

自動車(普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の座席(4-34-1-2(1)③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)のうち運転者席(一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては、運転者席及び旅客 3 人の用に供する座席)には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。ただし、当該座席が 4-38-8-2(1)①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。

4-38-7-2 (略)

4-38-8 (略)

##### 4-38-8-1 装備要件

自動車(普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の座席(4-34-1-2(1)③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)のうち運転者席及びこれと並列の座席(一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては、運転者席及び旅客 3 人の用に供する座席)には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。ただし、当該座席が 4-38-8-2(1)①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。

4-38-8-2 (略)

#### 4-39 年少者用補助乗車装置等

##### 4-39-1 (略)

##### 4-39-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、協定規則第14号第7改訂版の技術的な要件(規則5.、6.及び7.に限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

(保安基準第22条の5第2項関係、細目告示第32条第1項関係、細目告示第110条第1項関係)

①～② (略)

(2)～(3) (略)

##### 4-39-3～6 (略)

#### 4-42 乗降口

##### 4-42-1 (略)

##### 4-42-2 性能要件

##### 4-42-2-1 (略)

##### 4-42-2-2 書面等による審査

(1) 自動車(乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第25条第4項関係、細目告示第35条第1項関係、細目告示第113条第1項関係)

① ②に掲げる扉以外の扉については、協定規則第11号第3改訂版補足改訂版の技術的な要件(規則5.、6.及び7.に限る。)に定める基準に適合するものであること。

② (略)

(2) (略)

##### 4-42-3～12 (略)

#### 4-57 走行用前照灯

##### 4-57-1 (略)

##### 4-57-2 性能要件等

##### 4-57-2-1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係、細目告示第42条第

#### 4-39 年少者用補助乗車装置等

##### 4-39-1 (略)

##### 4-39-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、協定規則第14号第6改訂補足第2改訂版の技術的な要件(規則5.、6.及び7.に限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の5第2項関係、細目告示第32条第1項関係、細目告示第110条第1項関係)

①～② (略)

(2)～(3) (略)

##### 4-39-3～6 (略)

#### 4-42 乗降口

##### 4-42-1 (略)

##### 4-42-2 性能要件

##### 4-42-2-1 (略)

##### 4-42-2-2 書面等による審査

(1) 自動車(乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第25条第4項関係、細目告示第35条第1項関係、細目告示第113条第1項関係)

① ②に掲げる扉以外の扉については、協定規則第11号第3改訂版の技術的な要件(規則5.、6.及び7.に限る。)に定める基準に適合するものであること。

② (略)

(2) (略)

##### 4-42-3～12 (略)

#### 4-57 走行用前照灯

##### 4-57-1 (略)

##### 4-57-2 性能要件等

##### 4-57-2-1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係、細目告示第42条第

2 項及び第 3 項関係、細目告示第 120 条第 2 項関係)

① (略)

② 走行用前照灯の最高光度の合計は、300,000cdを超えないこと。(細目告示第 120 条第 3 項第 3 号)

③ (略)

4-57-2-2 (略)

4-57-3~8 (略)

#### 4-63 車幅灯

4-63-1~2 (略)

##### 4-63-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条第 3 項関係)

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 45 条第 2 項関係、細目告示第 123 条第 3 項関係)

①~⑪ (略)

⑫ 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4-63-2-1(1) [大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車にあっては、4-63-2-1(1)③に係る部分を除く。] に掲げる性能 [車幅灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては 4-63-2-1(1)③の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」、被牽引自動車に取り付けられている場合にあっては 4-63-2-1(1)③の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 5°」、専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下⑫において同じ。) であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び被牽引自動車を除く。以下⑫において同じ。) であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取り付けられた側方灯が 4-63-2-1(1)③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 4-63-2-1(1)③の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のものの照明部の下縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸 (細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 定義による基準軸をいう。ただし、当該灯火器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。) を含む水平面より下方に限り 4-63-2-1(1)③の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」とする。] を損なわないように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、4-63-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合に

2 項及び第 3 項関係、細目告示第 120 条第 2 項関係)

① (略)

② 走行用前照灯の最高光度の合計は、225,000cdを超えないこと。(細目告示第 120 条第 3 項第 3 号)

③ (略)

4-57-2-2 (略)

4-57-3~8 (略)

#### 4-63 車幅灯

4-63-1~2 (略)

##### 4-63-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条第 3 項関係)

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 45 条第 2 項関係、細目告示第 123 条第 3 項関係)

①~⑪ (略)

⑫ 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4-63-2-1(1) [大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車にあっては、4-63-2-1(1)③に係る部分を除く。] に掲げる性能 [車幅灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては 4-63-2-1(1)③の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」、被牽引自動車に取り付けられている場合にあっては 4-63-2-1(1)③の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 5°」、専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取り付けられた側方灯が 4-63-2-1(1)③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 4-63-2-1(1)③の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。] を損なわないように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、4-63-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

っては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

#### 4-63-4~9 (略)

#### 4-75 再帰反射材

##### 4-75-1~5 (略)

##### 4-75-6 従前規定の適用②

平成23年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第41条の2第3項関係)

##### 4-75-6-1~2 (略)

##### 4-75-6-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

① (略)

② 線状再帰反射材は、自動車の長さ及び幅の80%以上〔自動車の構造上、再帰反射材をそれらの80%以上の長さ及び幅となるよう取り付けることができない場合には、60%以上(特別に複雑な自動車の設計又は付属品を有するものにあつては少なくとも40%以上)〕を識別できるように取り付けられていること。

③~⑨ (略)

(2) (略)

#### 4-79 方向指示器

##### 4-79-1~2 (略)

##### 4-79-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第59条第3項関係、細目告示第137条第4項関係)

①~⑭ (略)

⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-79-2-1(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては4-79-2-1(1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるよう取り付けられている場合にあつては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。)であつて乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供

(2) (略)

#### 4-63-4~9 (略)

#### 4-75 再帰反射材

##### 4-75-1~5 (略)

##### 4-75-6 従前規定の適用②

平成23年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第41条の2第3項関係)

##### 4-75-6-1~2 (略)

##### 4-75-6-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

① (略)

② 線状再帰反射材は、自動車の長さ及び幅の80%以上〔自動車の構造上、再帰反射材をそれらの80%以上の長さ及び幅となるよう取り付けることができない場合には、60%以上〕を識別できるように取り付けられていること。

③~⑨ (略)

(2) (略)

#### 4-79 方向指示器

##### 4-79-1~2 (略)

##### 4-79-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第59条第3項関係、細目告示第137条第4項関係)

①~⑭ (略)

⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-79-2-1(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては4-79-2-1(1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるよう取り付けられている場合にあつては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。)であつて乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供



する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前面に備える方向指示器の照明部の下縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては当該方向指示器の基準軸（細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.定義による基準軸をいう。ただし、当該灯火器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。）を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。】を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4-79-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(3)～(4) (略)

4-79-4～14 (略)

#### 4-81 非常点滅表示灯

4-81-1～2 (略)

##### 4-81-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第41条の3第3項関係）

この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第61条第2項関係、細目告示第139条第3項関係）

① 非常点滅表示灯については、4-79-3(1)①、②及び⑤から⑦まで並びに4-79-3(2)(⑦から⑩まで及び⑬を除く。)並びに4-79-3(3)の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火（以下「非常灯」という。）として作動する場合には4-79-3(2)①に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、盗難防止装置（74/61/EEC（欧州経済共同体指令）に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。）の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書の規定に適合するものとする。

②～④ (略)

する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。】を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4-79-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(3)～(4) (略)

4-79-4～14 (略)

#### 4-81 非常点滅表示灯

4-81-1～2 (略)

##### 4-81-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第41条の3第3項関係）

この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第61条第2項関係、細目告示第139条第3項関係）

① 非常点滅表示灯については、4-79-3(1)①、②及び⑤から⑦まで並びに4-79-3(2)(⑦から⑩まで及び⑬を除く。)の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火（以下「非常灯」という。）として作動する場合には4-79-3(2)①に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、盗難防止装置（74/61/EEC（欧州経済共同体指令）に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。）の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書の規定に適合するものとする。

②～④ (略)

(2) (略)

4-81-4~8 (略)

4-106 指定自動車等

指定自動車等は、4-11 から4-105 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

①～⑥ (略)

⑦ 協定規則第 58 号第 2 改訂版の規則 16. 又は 25. の技術的な要件に定める基準。この場合において、次に掲げる基準に適合する突入防止装置は、この基準に適合するものとする。

ただし、平成 24 年 7 月 10 日までに製作された自動車にあっては、協定規則第 58 号第 2 改訂版の規則 16. 又は 25. の技術的な要件の規定にかかわらず、平成 20 年国土交通省告示第 869 号による改正前の細目告示別添 26 「突入防止装置取付装置等の技術基準」に適合するものであればよい。(細目告示第 24 条第 3 項第 2 号関係、適用関係告示第 17 条第 6 項関係)

ア～ウ (略)

エ 協定規則第 58 号第 2 改訂版の規則 7. の技術的な要件に従って突入防止装置の試験荷重を負荷した全ての点において測定した変位量が、突入防止装置の平面部と空車状態において地上 1500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 400mm を超えないよう取り付けられていること。

この場合において、突入防止装置の平面部と空車状態において地上 1500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 350mm 以内であって取り付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取り付けられているものは、この基準に適合するものとする。

オ～カ (略)

⑧ (略)

⑨ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車にあっては協定規則第 16 号第 6 改訂版の技術的な要件〔規則 8.4. (8.4.1.1. を除く。)に限る。〕に定める基準、小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）にあっては細目告示別添 33 「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車に備える運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置については、それぞれに掲げる規定による。

ア 平成 20 年 8 月 31 日までに製作された自動車〔平成 17 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前に指定を受けた型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項（「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1252 号）附則 1 自動車等の同一型式判定要領別表第 1 に規定された型式を区別する事項をいう。以下同じ。）について変更されていないものを除く。）を除く。〕については、平成 17 年国土交通省告示第 254 号による改正前の基準に適合するものであればよい。

(2) (略)

4-81-4~8 (略)

4-106 指定自動車等

指定自動車等は、4-11 から4-105 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

①～⑥ (略)

⑦ 協定規則第 58 号第 2 改訂版の規則 16. 又は 25. の技術的な要件に定める基準。この場合において、次に掲げる基準に適合する突入防止装置は、この基準に適合するものとする。

ただし、平成 24 年 7 月 10 日までに製作された自動車にあっては、協定規則第 58 号第 2 改訂版の規則 16. 又は 25. の技術的な要件の規定にかかわらず、平成 20 年国土交通省告示第 869 号による改正前の細目告示別添 26 「突入防止装置取付装置等の技術基準」に適合するものであればよい。(細目告示第 24 条第 3 項第 2 号関係、適用関係告示第 17 条第 6 項関係)

ア～ウ (略)

エ 協定規則第 58 号第 2 改訂版の規則 7. の技術的な要件に従って突入防止装置の試験荷重を負荷した全ての点において測定した変位量が、突入防止装置の後端と空車状態において地上 1500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 400mm を超えないよう取り付けられていること。

この場合において、突入防止装置の平面部と空車状態において地上 1500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 350mm 以内であって取り付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取り付けられているものは、この基準に適合するものとする。

オ～カ (略)

⑧ (略)

⑨ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車にあっては協定規則第 16 号第 5 改訂版補足改訂版の技術的な要件〔規則 8.4. (8.4.1.1. を除く。)に限る。〕に定める基準、小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）にあっては細目告示別添 33 「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。

ただし、平成 20 年 8 月 31 日までに製作された自動車〔平成 17 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前に指定を受けた型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項（「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1252 号）附則 1 自動車等の同一型式判定要領別表第 1 に規定された型式を区別する事項をいう。以下同じ。）について変更されていないものを除く。）を除く。〕については、平成 17 年国土交通省告示第 254 号による改正前の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 30 条第 4 項関係、適用関係告示第 20 条第 7 項関係)

また、平成 20 年 9 月 1 日〔平成 17 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自

(細目告示第 30 条第 4 項関係、適用関係告示第 20 条第 7 項関係)

イ 平成 20 年 9 月 1 日〔平成 17 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車(平成 17 年 8 月 31 日以前に指定を受けた型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項について変更がされていないものを除く。)]については指定を受けた日〕から平成 26 年 2 月 2 日までに製作された自動車については、平成 20 年国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 33 に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 9 項関係)

ウ 平成 24 年 7 月 21 日〔貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 28 年 7 月 21 日(平成 26 年 7 月 22 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)]以前に製作された自動車については、「協定規則第 16 号第 6 改訂版」を「協定規則第 16 号第 5 改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 12 項関係)

⑩ (略)

⑪ 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前照灯にあっては協定規則第 98 号補足第 12 改訂版 5.、6. 及び 7. の技術的な要件に定める基準並びに協定規則第 112 号補足第 11 改訂版 5.、6.、7. 及び 8. の技術的な要件に定める基準。(細目告示第 42 条第 2 項及び第 6 項関係)

ただし、次に掲げる自動車については、「協定規則第 98 号補足第 12 改訂版」を「協定規則第 98 号補足第 11 改訂版」と、「協定規則第 112 号補足第 11 改訂版」を「協定規則第 112 号補足第 10 改訂版」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 11 項関係)

(ア) 平成 21 年 10 月 23 日以前に製作された自動車

(イ) 平成 21 年 10 月 23 日以前に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって平成 21 年 10 月 24 日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

(ウ) 平成 21 年 10 月 23 日以前に法第 75 条の 2 の規定によりその型式について指定を受けた前照灯であって平成 21 年 10 月 24 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

また、次に掲げる自動車については、平成 21 年国土交通省告示第 771 号による改正前の細目告示別添 50「前照灯の技術基準」に適合するものであればよい。

(適用関係告示第 29 条第 8 項関係)

(ア) 平成 26 年 9 月 30 日以前に製作された自動車

(イ) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車若しくはその形状に類する自動車又は大型特殊自動車であって次に掲げるもの

a 平成 26 年 9 月 30 日以前に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入

自動車(平成 17 年 8 月 31 日以前に指定を受けた型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項について変更がされていないものを除く。)]については指定を受けた日〕から平成 26 年 2 月 2 日までに製作された自動車については、平成 20 年国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 33 に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 9 項関係)

⑩ (略)

⑪ 被牽引自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては細目告示別添 50「前照灯の技術基準」に定める基準(細目告示第 42 条第 1 項及び第 5 項関係)

自動車特別取扱を受けた自動車であって平成 26 年 10 月 1 日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

b 平成 26 年 9 月 30 日以前に法第 75 条の 2 の規定によりその型式について指定を受けた前照灯であって平成 26 年 10 月 1 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

⑫ 細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」)に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車に備える灯火については、それぞれに掲げる規定による。

ア～キ (略)

ク 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の再帰反射材については、平成 18 年国土交通省告示第 1203 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.22.の規定に適合するものであればよい。この場合において、自動車の構造上、再帰反射材を取り付けることが困難な自動車にあっては、同基準 4.22.3.3.中「80%以上」とあるのは「60%以上(特別に複雑な自動車の設計又は付属品を有するもの~~にあつては少なくとも 40%以上~~)」と読み替えることができる。

ケ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の再帰反射材であつて、自動車の構造上、再帰反射材を取り付けることが困難なものについては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.22.5.1.2.及び 4.22.5.2.2.中「80%以上」とあるのは「60%以上(特別に複雑な自動車の設計又は付属品を有するもの~~にあつては少なくとも 40%以上~~)」と読み替えることができる。

コ (略)

サ 次に掲げる自動車の前照灯(配光可変型前照灯を除く。)については、平成 21 年国土交通省告示第 771 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.1.2.及び 4.2.2.の規定に適合するものであればよい。

(ア) 平成 26 年 9 月 30 日以前に製作された自動車

(イ) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車若しくはその形状に類する自動車又は大型特殊自動車であつて次に掲げるもの

a 平成 26 年 9 月 30 日以前に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて平成 26 年 10 月 1 日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

b 平成 26 年 9 月 30 日以前に法第 75 条の 2 の規定によりその型式について指定を受けた前照灯であつて平成 26 年 10 月 1 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

シ 次に掲げる自動車の前照灯、前部雾灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、

⑫ 細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」)に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車に備える灯火については、それぞれに掲げる規定による。

ア～キ (略)

ク 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の再帰反射材については、平成 18 年国土交通省告示第 1203 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.22.の規定に適合するものであればよい。この場合において、自動車の構造上、再帰反射材を取り付けることが困難な自動車にあっては、同基準 4.22.3.3.中「80%以上」とあるのは「60%以上」と読み替えることができる。

ケ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の再帰反射材であつて、自動車の構造上、再帰反射材を取り付けることが困難なものについては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.22.5.1.2.及び 4.22.5.2.2.中「80%以上」とあるのは「60%以上」と読み替えることができる。

(細目告示第 42 条第 3 項、第 6 項及び第 7 項関係、細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 44 条第 2 項関係、細目告示第 45 条第 2 項関係、細目告示第 46 条第 2 項関係、細目告示第 47 条第 2 項関係、細目告示第 48 条第 2 項及び第 4 項関係、細目告示第 49 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 54 条第 2 項関係、細目告示第 55 条第 2 項関係、細目告示第 55 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 58 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 60 条第 2 項関係、細目告示第 61 条第 2 項、適用関係告示第 29 条第 4 項、適用関係告示第 30 条第 5 項、適用関係告示第 31 条第 2 項、適用関係告示第 32 条第 4 項、適用関係告示第 33 条第 3 項、適用関係告示第 35 条第 6 項、適用関係告示第 36 条第 3 項、適用関係告示第 37 条第 5 項、適用関係告示第 38 条第 5 項、適用関係告示第 39 条第 5 項、適用関係告示第 40 条第 2 項、適用関係告示第 41 条の 2 第 2 項及び第 4 項、適用関係告示第 42 条第 5 項、適用関係告示第 43 条第 3 項、適用関係告示第 44 条第 5 項、適用関係告示第 44 条第 6 項、適用関係告示第 44 条第 7 項、適用関係告示第 44 条第 8 項、適用関係告示第 45 条第 8 項、適用関係告示第 46 条第 3 項、適用関係告示第 47 条第 5 項関係)

側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、又は方向指示器(この「シ」において以下「前照灯等」という。)については、平成21年国土交通省告示第771号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定に適合するものであればよい。

(7) 平成23年2月6日以前に製作された自動車

(イ) 平成23年2月6日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって平成23年2月7日以降に前照灯等に係る性能について変更がないもの

(ウ) 平成23年2月6日以前に法第75条の2の規定によりその型式について指定を受けた前照灯等であって平成23年2月7日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

ス 平成23年2月7日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車の車室外乗降支援灯については、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.25.の規定は適用しない。

セ 次に掲げる自動車の前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯については、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.27.の規定、また、制動灯又は方向指示器については、同別添52 3.7.1.2.2.の規定は適用しない。

(7) 平成24年10月23日以前に製作された自動車

(イ) 平成24年10月23日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって平成24年10月24日以降に前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯又は方向指示器(この4-106㊸セにおいて以下「前照灯等」という。)に係る性能について変更がないもの

(ウ) 平成24年10月23日以前に法第75条の2の規定によりその型式について指定を受けた前照灯等であって平成24年10月24日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

(細目告示第42条第3項、第6項及び第7項関係、細目告示第43条第2項関係、細目告示第44条第2項関係、細目告示第45条第2項関係、細目告示第46条第2項関係、細目告示第47条第2項関係、細目告示第48条第2項及び第4項関係、細目告示第49条第2項関係、細目告示第50条第2項関係、細目告示第51条第2項関係、細目告示第52条第2項関係、細目告示第53条第2項関係、細目告示第54条第2項関係、細目告示第55条第2項関係、細目告示第55条の2第2項関係、細目告示第56条第2項関係、細目告示第57条第2項関係、細目告示第58条第2項関係、細目告示第59条第3項関係、細目告示第60条第2項関係、細目告示第61条第2項、適用関係告示第29条第4項、第8項、第9項及び第12項、適用関係告示第30条第5項及び第10項、適用関係告示第31条第2項及び第6項、適用関係告示第32条第4項、第7項及び第9項、適用関係告示第33条第3項及び第

コ (略)

6項、適用関係告示第35条第6項及び第10項、適用関係告示第36条第3項及び第4項、適用関係告示第37条第5項、第9項及び第11項、適用関係告示第38条第5項及び第8項、適用関係告示第39条第5項及び第8項、適用関係告示第40条第2項及び第5項、適用関係告示第41条の2第2項及び第4項、適用関係告示第42条第5項、第10項及び第12項、適用関係告示第43条第3項及び第7項、適用関係告示第44条第5項から第8項及び第11項、適用関係告示第45条第8項、第15項及び第17項、適用関係告示第46条第3項、適用関係告示第47条第5項、適用関係告示第48条第3項関係)

⑬～⑳ (略)

㉗ 協定規則第70号改訂版補足第7改訂版の6.及び7.の技術的な要件に定める基準。ただし、平成23年8月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添52 4.19.及び同別添53 5.14.並びに協定規則第70号改訂版の補足第5改訂版又は第6改訂版の技術的な要件(規則6.及び7.に限る。)の規定にかかわらず、平成19年国土交通省告示第89号による改正前の細目告示別添52 4.19.及び同別添53 5.14.並びに同別添69「大型後部反射器の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。(細目告示第55条第1項関係、適用関係告示第41条の2第1項)  
また、次に掲げる自動車については、「協定規則第70号改訂版補足第7改訂版」を「協定規則第70号改訂版補足第6改訂版」と読み替えることができる。(適用関係告示第41条の2第6項)

(7) 平成21年10月23日以前に製作された自動車

(イ) 平成21年10月23日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって平成21年10月24日以降に大型後部反射器に係る性能について変更がないもの

(ウ) 平成21年10月23日以前に法第75条の2の規定によりその型式について指定を受けた大型後部反射器であって平成21年10月24日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

㉘～㉜ (略)

## 5-34 座席

### 5-34-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第22条第1項関係、細目告示第184条第1項関係)

ア 前向きに備える座席とは、車両中心線に平行な鉛直面と座席中心線との角度が左右10度以内となるよう車両の前方に向いているもの。

イ 後向きに備える座席とは、車両中心線に平行な鉛直面と座席中心線との角度が左右10度以内となるよう車両の後方に向いているもの。

ウ 横向きに備える座席とは、上記ア及びイ以外のもの。

①～② (略)

⑬～⑳ (略)

㉗ 協定規則第70号改訂版補足第5改訂版又は第6改訂版の6.及び7.の技術的な要件に定める基準。ただし、平成23年8月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添52 4.19.及び同別添53 5.14.並びに協定規則第70号改訂版の補足第5改訂版又は第6改訂版の技術的な要件(規則6.及び7.に限る。)の規定にかかわらず、平成19年国土交通省告示第89号による改正前の細目告示別添52 4.19.及び同別添53 5.14.並びに同別添69「大型後部反射器の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。(細目告示第55条第1項関係、適用関係告示第41条の2第1項)

㉘～㉜ (略)

## 5-34 座席

### 5-34-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。(保安基準第22条第1項関係、細目告示第184条第1項関係)

①～② (略)

③ 自動車に備える座席は、前向き又は後向きに設けられたものであること。ただし、次に掲げる自動車に備える座席は除く。

ア 乗車定員10人以上の自動車

イ 車両総重量3.5 tを超える貨物の運送の用に供する自動車

ウ 緊急自動車

エ 車体の形状が患者輸送車並びにキャンピング車

④ (略)

⑤ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未滿の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度20km/h未滿の自動車を除く。）の座席（当該座席の取付装置を含む。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(7)の基準に適合するものでなければならない。ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。（保安基準第22条第3項関係）

ア (略)

イ 容易に折り畳むことができる座席であつて、次に掲げるもの

(ア) 通路に設けられるもの

(イ) 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台を除く。）に設けられるもの

ウ～キ (略)

(6)～(10) (略)

5-34-2～4 (略)

## 5-36 座席ベルト等

### 5-36-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未滿の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔5-34-1(5)アからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第1項関係）

表 (略)

(2)～(5) (略)

### 5-36-2 性能要件（視認等による審査）

(1)～(3) (略)

(4) 次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(3)に掲げる基準に適合するものとする。（細目告示第186条第7項関係）

③ (略)

④ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未滿の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度20km/h未滿の自動車を除く。）の座席（当該座席の取付装置を含む。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(7)の基準に適合するものでなければならない。ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。（保安基準第22条第3項関係）

ア (略)

イ 容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられるもの

ウ～キ (略)

(6)～(10) (略)

5-34-2～4 (略)

## 5-36 座席ベルト等

### 5-36-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未滿の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔5-34-1(5)アからエまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第1項関係）

表 (略)

(2)～(5) (略)

### 5-36-2 性能要件（視認等による審査）

(1)～(3) (略)

(4) 次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(3)に掲げる基準に適合するものとする。（細目告示第186条第7項関係）

① (略)

② 協定規則第 16 号第 6 改訂の技術的な要件(規則 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.5. までに限る。)に定める基準に適合する座席ベルトに準ずる性能を有する座席ベルト

5-36-3~4 (略)

### 5-57 走行用前照灯

5-57-1 (略)

#### 5-57-2 性能要件等

##### 5-57-2-1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係)

① (略)

② 走行用前照灯の最高光度の合計は、300,000cdを超えないこと。(細目告示第 198 条第 3 項第 3 号)

③ (略)

5-57-2-2 (略)

5-57-3~4 (略)

### 5-63 車幅灯

5-63-1~2 (略)

#### 5-63-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条第 3 項関係)

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 201 条第 3 項関係)

①~⑩ (略)

⑪ 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5-63-2-1 (1) [大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)]及び小型特殊自動車にあっては、5-63-2-1 (1)③に係る部分を除く。]に掲げる性能[車幅灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては 5-63-2-1 (1)③の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」、被牽引自動車に取り付けられている場合にあつては 5-63-2-1 (1)③の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 5°」、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下⑫において同じ。)]であつて乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。以下⑫において同じ。)]であつて車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取り付けられた側

① (略)

② 協定規則第 16 号第 4 改訂補足第 16 改訂版の技術的な要件(規則 6.、7. 及び 8. までに限る。)に定める基準に適合する座席ベルトに準ずる性能を有する座席ベルト

5-36-3~4 (略)

### 5-57 走行用前照灯

5-57-1 (略)

#### 5-57-2 性能要件等

##### 5-57-2-1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係)

① (略)

② 走行用前照灯の最高光度の合計は、225,000cdを超えないこと。(細目告示第 198 条第 3 項第 3 号)

③ (略)

5-57-2-2 (略)

5-57-3~4 (略)

### 5-63 車幅灯

5-63-1~2 (略)

#### 5-63-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条第 3 項関係)

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 201 条第 3 項関係)

①~⑩ (略)

⑪ 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5-63-2-1 (1) [大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)]及び小型特殊自動車にあっては、5-63-2-1 (1)③に係る部分を除く。]に掲げる性能[車幅灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては 5-63-2-1 (1)③の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」、被牽引自動車に取り付けられている場合にあつては 5-63-2-1 (1)③の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 5°」、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)]であつて乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)]であつて車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取り付けられた側方灯が 5-63-2-1 (1)③に規定する性能



方灯が5-63-2-1(1)③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては5-63-2-1(1)③の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のものの照明部の下縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸(細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.定義による基準軸をいう。ただし、当該灯火器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。)を含む水平面より下方に限り5-63-2-1(1)③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。]を損なわないように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、5-63-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

5-63-4 (略)

## 5-79 方向指示器

5-79-1~2 (略)

### 5-79-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するよう取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第215条第4項関係)

①~⑭ (略)

⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-79-2-1(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては5-79-2-1(1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを

を補完する性能を有する場合にあっては5-63-2-1(1)③の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。]を損なわないように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、5-63-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるよう取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

5-63-4 (略)

## 5-79 方向指示器

5-79-1~2 (略)

### 5-79-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するよう取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第215条第4項関係)

①~⑭ (略)

⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-79-2-1(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては5-79-2-1(1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。]を損なわないように取り付けられなければならない。

有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前面に備える方向指示器の照明部の下縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては当該方向指示器の基準軸(細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.定義による基準軸をいう。ただし、当該灯火器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。)を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-79-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(3)~(4) (略)

5-79-4 (略)

#### 5-81 非常点滅表示灯

5-81-1~2 (略)

##### 5-81-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第41条の3第3項関係)

この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第217条第3項関係)

① 非常点滅表示灯については、5-79-3(1)①、②及び⑤から⑦まで並びに5-79-3(2)(⑦から⑩まで及び⑬を除く。)並びに5-79-3(3)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火(以下「非常灯」という。)として作動する場合には5-79-3(2)①に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、盗難防止装置(74/61/EEC(欧州経済共同体指令)に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。)の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書の規定に適合するものとする。

②~④ (略)

(2) (略)

5-81-4 (略)

#### 附 則 (平成21年12月2日検査法人規程第16号)

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

ただし、自動車の構造上、5-79-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(3)~(4) (略)

5-79-4 (略)

#### 5-81 非常点滅表示灯

5-81-1~2 (略)

##### 5-81-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第41条の3第3項関係)

この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第217条第3項関係)

① 非常点滅表示灯については、5-79-3(1)①、②及び⑤から⑦まで並びに5-79-3(2)(⑦から⑩まで及び⑬を除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火(以下「非常灯」という。)として作動する場合には5-79-3(2)①に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、盗難防止装置(74/61/EEC(欧州経済共同体指令)に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。)の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書の規定に適合するものとする。

②~④ (略)

(2) (略)

5-81-4 (略)